

（前ページから）

確保する」を行うべきことなど救急救命士の特定医療三行為」の拡大を提起してきました。

平成十三年末、秋田県の救急救命士が六年にわたって「医師の指示を受けずに気管挿管を行ってきたこと」がわかり、にわかに法律に違反しているといつて注目を集めたところ、党内医療問題ワーキングチーム救急医療担当主査として以下のような案をまとめました。除細動（心臓への電気ショック）を早急に認める。医師の指示のもと気管挿管を行うことができる。輸液（血管に薬剤を投与する）は条件付き必要最小限の薬剤の投与を認めます。

加えて、搬送後の患者さんの容態が病院側から救急隊側に伝わるように相互の連携を求めたものを、平成十四年七月四日厚生労働・総務両大臣に直接手渡ししました。

昨年の十一月に厚生労働省と総務省による最終報告がまとまり、は、は、は、は、となりまして。今年四月から指示なしの除細動がスタート、来年七月からは気管挿管も限定的ながらスタートします。

医療事故防止にむけて（H15・4・15）

平成十三年六月二十五日に医療事故防止法案を提出しました。第三者機関が医療機関に対して、事故もしくは事故に近い情報」を求めることができるとした内容です。その趣旨について厚生労働委員会質疑で取り上げてきたところ、平成一五年四

月に厚生労働省は私の提案をふまえた方向性を打ち出し、医療に係る事故事例情報」の取扱いに関する検討会」報告書に取りまとめられました。

さらに国立病院 療養所の約三割が建築後三十年となり、建て替え時期を迎えたので、結露防止」室内の空気の流れ管理」から院内感染防止に有効な外断熱」の採用を求めています。

SARS対策を申し入れ（H15・4・30）

冬に流行が心配される SARS 重症急性呼吸器症候群」問題。私は、台湾から帰国したばかりの知り合いの歯医者さんから、成田の SARS に対する検査が甘い。台湾出国の厳しさに比べ、入国の際に拍子抜けした」との指摘を受けました。担当者に聞く

と厚生労働省から指示がないからとの答えだったそうです。私は、翌朝から、各省に問い合わせ、午後成田に向かい現場調査。厚生労働省成田空港検疫所で話を聞きまし

た。また、第一ビル、第二ビルに各一名いる医師にも話を聞くと、驚いたことに、大学院生のアルバイトで専門は整形外科医とのこと。感染症医ではないのです。看護師

もいない、サーモは二台、八百万円と三百万円のものも備えてありますが、実際に活用されておらず、実験中とのことでした。耳での検温器も売り切れで手に入らないとのこと。おまけに、伝播地域のうち、対象直行便以外の、例えばソウル経由の場合はイチツクでした。また、検査は厚生労働

省、入国管理は法務省、税関は財務省の所掌であり、それぞれの連携がしっかりとれていません。縦割り行政の弊害がここにもあり、申し入れを各省に行った結果、ようやく対策本部が連休明けにできました。

しかも、台湾医師の SARS 感染についての報告は役人役所間の情報伝達ミスが重なり、関空検疫所や大阪府などをから十六時間を経過して厚生労働省結核感染課に到達というお粗末なニュースが報告されました（資料一）。

日本の行政組織にある、判断は現場に任せ、責任が上部中央に及ばないよう」という仕組みが、危機管理を働かなくしているのです。

消防法改正が実現（H15・6・12）

平成十四年四月四日の質疑では消防法改正の政府案に対して民主党案を対案として出しました。民主党案は、一、命令の義務化、二、消防庁の取り組みの強化、がポイントです。

歌舞伎町の四十四名が亡くなった大惨事を受けて全国で実施した小規模雑居ビル一

斉立入検査の結果を見ると、対象物件八四〇七件のうち、九一九％の物件が違反と認定されています。一方で、消防法に基づく改善命令が平成十一年に全国でたった八十四件、罰則がかけられたケースは、過去二十一年間でわずか十三件というありさ

までです。法令違反を確認しながらも、ほとんど命令が出されていないというのが実情であり、雑居ビル関連の消防法違反の放置は目に余ります。命令を出すか出さないかの判断を行政裁量にゆだねていることの問題点が浮き彫りになりました。この点から命令の義務化を強く訴えました。

また、現在の消防法では、火災事故の原因究明について、都道府県知事等からの求めがあった場合に限り国が調査することができるものとされており、国消防庁が主体的に火災原因の究明に当たることはありませんでした。

一このことは、火災事故に対する国の責任感を著しく損ない、法令違反放置の蔓延化等の状況を生み出すことにつながったものと考えられます。

結局政府案が可決されましたが、消防庁長官が地方公共団体の求めがなくとも原因調査を実施できるようにする等、消防庁の権限を強化する付帯決議が可決されました。

そして、この結果、今年六月十三日の消防法改正で、昨年の付帯決議での指摘が盛り込まれ可決成立しました。